

「健康しが」活動創出支援事業にかかる質問回答

令和5年5月10日現在

No.	カテゴリ	質問内容	回答	備考
1	補助対象者	1. 補助金申請時点で「健康しが」共創会議参画団体に応募していることが必要ですか？	1. 応募申込時点で「健康しが」共創会議に参画している必要はありません。	4/24掲載
2	補助対象者	2. 補助事業の推進に当たって、補助金申請時点で「健康しが」共創会議に参画している団体との連携が必須となりますか？	2. 連携先の団体が必ずしも「健康しが」共創会議の参画団体である必要はありません。	4/24掲載
3	補助対象経費	3. 補助事業の実施に当たり、既に事業で使用している器材を活用しようとしていますが、その器材がリース契約をしている場合は、補助事業実施期間中のリース料の支払は補助対象経費として申請は可能でしょうか？	3. 募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」の「(2) 補助対象経費として認められないもの」にあるとおり、補助金交付決定日より前に行った契約に係る経費は対象外です。	4/24掲載
4	提出書類	4. 補助対象経費は、消費税額抜きの金額での申請金額かと思いますが、消費税の課税事業者か免税事業者であるかの記載場所がなかったかと思いますが、申請時には不要ということではよかったでしょうか？	4. 消費税額込みで申請いただいて構いません。また、当補助金は課税事業者、免税事業者どちらでもご応募いただけます。ただし、消費税法第30条第1項に規定する「仕入れにかかる消費税額の控除」の適用を受ける事業者である場合、交付要綱第12条にあるとおり、消費税額確定後に「消費税等仕入れ控除額報告書（別記様式第5）」をご提出ください。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還する必要があります。	4/24掲載
5	提出書類	5. 補助対象経費の申請については、見積書は不要でしょうか？ 見積書が必要な場合は、見積書の有効期間はいつまでのものにしておいたらよろしいでしょうか？	5. 見積書は不要です。「Ⅲ 応募申込書の提出」の「1. 提出書類」にあります「③積算詳細（別紙2）」をご提出ください。	4/24掲載
6	審査	6. プレゼンテーションが必要になるということですが、1団体何分程度の時間となりますか？ 動画を用いたプレゼンテーションをしてもよろしいでしょうか？	6. 今年度の予定時間は現時点で未定です。参考ですが、昨年度はプレゼン8分、質問10分で行いました。プレゼンテーション審査会でご使用いただける資料は、応募書類のみです。	4/24掲載
7	補助対象経費	1. 賃金について パート従業員がいますが、この事業を実施するために本来の就業時間以外に勤務する必要があり、その事業にかかった分の賃金は補助経費として申請できるでしょうか？	1. 募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」にあるとおり、賃金については交付対象事業の実施のために臨時に雇用する場合に限り認められますので、今回の場合は対象外となります。	5/10掲載
8	補助対象経費	2. 備品購入費について 当社には、本来の業務に使えるパソコンが1台しかいないため、この事業に使用できる専用のパソコンまたはタブレットを購入したいと思いますが、事業経費として予算に計上できるでしょうか？	2. 事業実施に不可欠と認められる場合のみ備品購入費として計上可能です。ただし、事業全体経費の2分の1以下としてください。なお、当補助金で購入した備品の目的外使用は認められないので、ご注意ください。	5/10掲載
9	補助対象経費	3. 通信運搬費について 事業で使った電話代、通信費、などは本来の事業と区別することが難しいと思いますが、どのように予算に計上したらよろしいでしょうか？	3. 募集要項「I 補助事業の内容」「6. 補助対象経費」の「(2) 補助対象経費として認められないもの」にあるとおり、補助金交付決定日より前に行った契約に係る経費は対象外です。そのため、補助対象事業の開始前から契約していた回線に係る経費は対象外です。	5/10掲載
10	補助対象経費	4. 保険料について 事業でスタッフが活動したときに、加入できる傷害保険は含まれますか？	4. 当補助事業のための保険は対象になります。	5/10掲載